



土地の境界紛争 に関する相談会

東京法務局筆界特定室

★ 合同開催 ★

東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター

令和 7 年 11 月 29 日 (土)

午前 10 時から午後 4 時まで

相談会場 土地家屋調査士会館

東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 (1 階にて受付)

JR 線:水道橋駅(東口)徒歩 5 分・都営三田線:水道橋駅(A1 出口)徒歩 6 分

* 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

※ご相談は無料です。秘密は厳守します。

※関係資料等をご持参いただくと、ご相談が円滑に進みます。

東京法務局民事行政部
不動産登記部門
筆界特定室

東京都千代田区九段南 1-1-15

九段第二合同庁舎

TEL : 03-5213-1407

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/hikkai-qanda.html>



東京土地家屋調査士会
境界紛争解決センター

東京都千代田区神田三崎町 1-2-10

土地家屋調査士会館

TEL : 03-3295-0022

<https://www.tokyo-chousashi.or.jp/consult/adr/>



予約制 03-3295-0022

平日 午前 10 時から午後 4 時まで

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

受付締切日 令和 7 年 11 月 26 日 (水)

※予約状況により受付締切日を早める場合があります



(相談内容) 土地の境界をめぐる紛争の解決手段について、
解決手段の提示並びに当該手段の概要(費用、効果及び処理期間等)及び利用方法